

## 江別市危険物の規制に関する規則【抜粋】

(平成23年規則第2号)

(命令を発した場合における公示の方法)

第12条 府令第7条の5に規定する市長が定める方法は、次のとおりとする。

- (1) 江別市公告式条例(昭和25年条例第14号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示
- (2) 消防庁舎の掲示場への掲示
- (3) 市のホームページへの掲載

全部改正〔平成30年規則第1号〕